

加盟店情報交換制度運営細則

(窓口責任者等の届出)

第1条 加盟店情報交換制度運営規則(以下「基本規則」という。)第4条に規定する届出は、次の方法で行うこととする。

(1) 加盟店情報交換制度情報交換窓口責任者の届出については、所定の書式によることとする。

(2) 加盟店情報交換制度情報交換窓口担当者の届出については、協会が定める電磁的方法によることとする。

2 前項第2号の届出においては、少なくとも1人を加盟店情報交換制度情報交換窓口承認者(加盟店情報交換制度情報交換窓口担当者のうち、情報登録の訂正、削除の承認をできる者として、加盟店情報交換制度情報交換窓口責任者が指名した者をいう。)に指定することとする。

(共同利用の周知)

第2条 基本規則第5条の告知は、別に定める告知例により、JDM会員のホームページへの掲載等により行うこととする。

(利用停止の届出)

第3条 基本規則第7条の届出は、所定の書式によることとする。

(苦情の原因行為)

第4条 基本規則第10条第2号及び第3号に規定する割賦販売法第35条の20第1項に規定する利用者等の保護に欠ける行為又は同条第2項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為は、別表に定める定義に該当する行為をいう。

(開示手続等)

第5条 協会は、基本規則第18条の開示を、定める開示マニュアルに基づいて行うこととする。

(共同利用端末設置店における情報報告の方法)

第6条 日本クレジットカード協会が主宰するCAT共同利用システムに基づく共同利用端末を設置する加盟店に係る次の情報については、同端末を設置しているJDM会員(以下本条において「端末設置会社」という。)と同端末を利用しているJDM会員(以下本条において、「相乗会社」という。)において情報内容が同一のときは、端末設置会社が相乗会社の報告を含めて基本規則第22条の報告をすることができる。

(1) 基本規則第11条第1号に規定する情報

(2) 基本規則第11条第3号に規定する指導に関する情報(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則第25条第1号に係るものに限る。)

(フィードバックの方法)

第7条 基本規則第25条第2号に定めるフィードバックは、次のいずれかの方法によることとする。

(1) 基本規則第10条各号及び第11条各号に規定する情報を協会に報告する方法

(2) 基本規則第25条第1号の照会時に請求する方法

(本細則の改廃)

第8条 本細則の改廃は、自主規制委員会の決議を経て行う。

2 自主規制委員会は、前項により改廃を行ったときは、理事会にその内容を報告しなければならない。

(附則)

1. 本細則は、平成30年6月1日から施行する。

2. 本細則は、平成30年12月6日から改正施行する。

3. 本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。